

振動規制法施行令（一部抜粋）

（特定施設）

第一条 振動規制法(以下「法」という。)第二条第一項の政令で定める施設は、別表第一に掲げる施設とする。

別表第一(第一条、第三条関係)

一 金属加工機械

イ 液圧プレス(矯正プレスを除く。)

ロ 機械プレス

ハ せん断機(原動機の定格出力が一キロワット以上のものに限る。)

ニ 鍛造機

ホ ワイヤフォーマリングマシン(原動機の定格出力が三七・五キロワット以上のものに限る。)

二 圧縮機(原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。)

三 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。)

四 織機(原動機を用いるものに限る。)

五 コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が二・九五キロワット以上のものに限る。)並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が一〇キロワット以上のものに限る。)

六 木材加工機械

イ ドラムバーカー

ロ チッパー(原動機の定格出力が二・二キロワット以上のものに限る。)

七 印刷機械(原動機の定格出力が二・二キロワット以上のものに限る。)

八 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が三〇キロワット以上のものに限る。)

九 合成樹脂用射出成形機

十 鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)